

入札公告

制限付き一般競争入札（特別簡易型総合評価落札方式）を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び女川町建設工事執行規則（昭和39年女川町規則第8号）第6条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年6月27日

女川町長 須田善明

1 入札に付する工事

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 工事名    | 令和6年度万石浦漁港針浜地区物揚場等整備工事   |
| (2) 施工場所   | 女川町針浜字唐松地先   |
| (3) 工事概要   | 施工延長 L=165.0m<br>-1.5m物揚場 L=65.0m<br>基礎捨石工 V=1,128m <sup>3</sup><br>本体ブロック製作・据付工 N=96個<br>上部工 V=30m <sup>3</sup><br>コンクリート舗装工 A=379m <sup>2</sup><br>アスファルト舗装工 A=386m <sup>2</sup><br>護岸 L=20.0m<br>基礎捨石工 V=171m <sup>3</sup><br>本体ブロック製作・据付工 N=5個<br>上部工 V=7m <sup>3</sup><br>コンクリート舗装工 A=109m <sup>2</sup><br>アスファルト舗装工 A=17m <sup>2</sup><br>防波堤 L=80.0m<br>電気防食工 N=52個 |
| (4) 工期     | 本契約日の翌日から令和7年3月31日まで   |
| (5) 予定価格   | 事後公表   |
| (6) 調査基準価格 | 以下の算式により算出された金額とする。<br>直接工事費×0.97+共通仮設費×0.90<br>+現場管理費×0.90+一般管理費×0.68<br>ただし、その額が設計額に10分の9.2を乗じて得た額を超える   |

場合によっては設計額に10分の9.2を乗じて得た額とし、設計額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合によっては設計額に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (7) 支払条件 前払金 有り
- (8) 契約締結 落札者を決定したときから7日以内に仮契約を締結し、本契約は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年女川町条例第10号）の規定により町議会の議決を得た日とする。
- (9) 入札方法 本工事は、施工能力等の入札価格以外の要素及び入札価格を総合的に評価して落札者を決定する特別簡易型総合評価落札方式の工事である。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

女川町建設工事執行規則（昭和39年女川町規則第8号。以下「規則」という。）第5条第3項の規定に基づき、女川町から令和5・6年度建設工事入札参加資格承認を受けている業者であって、下記の要件を満たすこと。

### (1) 事業所の所在地に関する条件

宮城県内に契約権のある本社（店）又は営業所等（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもの。）を有すること。

### (2) 経営事項審査結果に関する条件

土木一式工事に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する評価を受けた結果が、総合評定値が700点以上かつ一級技術者が4人以上所属していること。

### (3) 建設業の許可に関する条件

土木工事業について、特定建設業の許可を受けていること。

### (4) 配置技術者に関する条件

監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。ただし、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項に定める専任の主任技術者の兼務の要件は、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成26年2月3日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知）に従い取り扱うこととする。

### (5) 女川町から建設工事有資格業者に対する指名停止要領（平成2年女川町訓令甲第2号）に基づく指名停止を受けていないこと。

### (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。

### (7) 特定建設工事共同企業体としての入札の参加は認めない。

### (8) 女川町の契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成20年女川町訓令甲第26号）に規定する次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することはできない。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤役員を含む役員並びに支配人及び支店若しくは営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等

と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者。)が暴力団である場合、又は暴力団員、暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が経営に事実上参加していると認められる者

イ 入札に参加しようとする者又はその役員が、自社、自己若しくは第三者の不当な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしていたと認められる者

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員が、暴力団又は暴力団員等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる者

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、これと取引、又は不当に利用していると認められる者

### 3 日程

手続等	期間・期日・期限	場 所
(1)入札参加申請書類等の交付	令和6年6月28日(金)から 令和6年7月24日(水)まで	女川町公式ウェブサイト
(2)設計図書等の閲覧	令和6年6月28日(金)から 令和6年7月24日(水)まで	電子メールにより実施(※)
(3)設計図書等の質疑(受付)	令和6年6月28日(金)から 令和6年7月10日(水)まで ※午前10時まで	電子メールにより実施(※)
(3)設計図書等の質疑(回答)	令和6年7月16日(火)から 令和6年7月24日(水)まで	女川町公式ウェブサイト
(4)入札参加申請書類・総合評価に関する書類(採点表)の提出	令和6年7月22日(月) ※郵送必着 ※配達証明付郵便	女川町役場 建設課
(5)総合評価資料・入札書及び工事内訳書の提出	令和6年7月25日(木) ※郵送必着 ※配達証明付郵便	女川町役場 建設課
(6)開札(入札)	令和6年7月26日(金) 午後1時30分	宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1 女川町役場3階小会議室

(注) 上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(※) 電子メール以外（建設課窓口・電話・ファクシミリ等）は、受け付けしないので注意すること。

#### 4 入札手続き等

##### (1) 入札参加申請書類等の交付

入札参加申請書類等の交付の期間及び場所は、「3 日程」に示すとおり女川町公式ウェブサイトで行う（窓口での交付は行わないので注意すること）。

##### (2) 設計図書等の閲覧

当該工事に係る仕様書、図面及び落札決定基準（以下「設計図書等」という。）を閲覧に供する。

ア 閲覧の期間及び場所は、「3 日程」に示すとおり電子メールで行うものとし、窓口での交付は行わないので注意すること。

イ 閲覧方法は、「6 入札担当課」のメールアドレスに工事名をメール本文に記載の上でメール送信すること。送信後に「6 入札担当課」に対し電話でメール受信を確認すること。なお、閲覧を希望する旨のメールは、「3 日程」の期間内で受付するものとする。

##### (3) 設計図書等に対する質疑

ア 設計図書等に質疑がある場合は、「3 日程」に示す期間内に「6 入札担当課」のメールアドレスへ質疑応答書を電子メールに添付し提出することができる。

イ 質疑事項に対する回答は、「3 日程」に示す期間に女川町公式ウェブサイトで見覧に供する。

##### (4) 入札参加申請書類・総合評価に関する書類（採点表）の提出

ア 入札参加希望者は、次に掲げる入札参加申請書類を提出しなければならない。

(ア) 一般競争入札（総合評価落札方式）参加資格承認申請書 1部

(イ) 特定建設業の許可証の写し 1部

※本社以外で入札参加申請書を提出する場合（営業所等）で申請する場合は、本社の特定建設業の許可証の写し及び建設業の許可申請時に添付する営業所一覧表の写しを提出すること

(ウ) 最新の経営事項審査結果通知書の写し 1部

※公告日時点で、審査基準日から1年7か月を経過していないもの

(エ) 配置予定技術者に関する調書 1部

(オ) 配置予定技術者届または配置予定技術者届（特例監理技術者配置用） 1部

※配置予定技術者の資格者証を添付すること

(カ) 委任状 1部

※受任者は申請担当社員と同一とすること

(キ) 誓約書兼調査同意書 1部

- (ク) 申請担当社員の名刺（要メールアドレス記載） 1部
  - イ 総合評価に関する書類（採点表）  
入札参加書類と併せて提出すること。
  - ウ 提出方法、提出期限及び提出場所
    - (ア) 提出方法は、郵送（配達証明付郵便）に限る。なお、封筒には「入札参加申請書類等在中」と朱書きすること。
    - (イ) 提出期限及び提出場所は、「3 日程」に示すとおりとする。
  - エ 入札参加資格の有無は、提出期限から5日以内に窓口となる申請担当社員あてに電子メールにより通知する。
  - オ 配置予定技術者の取り扱いについて  
配置予定技術者の変更は、原則認めない。なお、変更による契約等の取り扱いは、次のとおりとする。
    - (ア) 契約前の変更  
入札参加申請時に申告した配置予定技術者を配置できない場合は、契約できないものとする（契約辞退とする）。
    - (イ) 契約後の変更  
入札参加申請時に申告した配置予定技術者の死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない事情により変更が必要となった場合、発注者がその内容を適当と認めた場合は、変更することができる。内容を適当と認めるにあたり、必要がある場合は、配置予定技術者に対するヒアリングを行うことができるものとする。  
なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の罹患により変更せざるを得ない場合も同様とする。なお、現場代理人は、監理技術者を兼ねることができる。
- (5) 総合評価資料・入札書及び工事内訳書の提出
- ア 総合評価資料
    - (ア) 入札書提出時に併せて落札者決定基準7に示した総合評価に関する書類の記載内容を証明する資料（以下「総合評価資料」という。）を提出すること。
    - (イ) 総合評価資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。
    - (ウ) 提出後の総合評価資料の訂正、差替及び再提出は認めないものとする。
    - (エ) 総合評価資料を提出しない入札参加者は失格とする。
  - イ 入札書及び工事内訳書
    - (ア) 入札書
    - (イ) 工事費内訳書について
      - ① 工事費内訳書の様式は、閲覧した仕様書を使用することを原則とする。自社の様式を使用する場合は、記載項目（工事区分、工種、名称、数量、単位

等)は閲覧した仕様書と同様のものを記載すること。

② 再度入札を行った場合には、入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めるので当日持参すること。

③ 工事費内訳書は、返戻しない。

#### ウ 提出方法、提出期限及び提出場所

(ア) 提出方法は郵送(配達証明付書留郵便)とする。郵送する際は、「総合評価資料を入れた中封筒」と「入札書及び工事費内訳書を入れた中封筒」を外封筒に入れ、封かんすること。中封筒には、入札参加者の名称、入札に係る工事名、開札日及び内容物の区別(総合評価資料、入札書(工事費内訳書))を表記し、外封筒には入札書在中の旨及び開札日を朱書きし、提出期限までに到達するように郵送すること。なお、封筒の大きさについては、任意とする。なお、郵送以外(電報、ファクシミリその他の電子通信等)の入札書の提出は認めない。

(イ) 提出期限及び提出場所は、「3 日程」に示すとおり

#### (6) 開札

ア 日時、場所は、「3 日程」に示すとおり。

イ 入札保証金は、免除とする。

ウ 入札者又はその代理人(代理人の場合は開札の受付時に立会及び再度入札等に関する委任状を提出のこと。)は開札に立ち会わなければならない。開札に立ち会わない場合は、失格とする。

エ 予定価格の範囲内の入札がないときは、ただちに開札の出席者(入札者又はその代理人)をもって再度入札を行う。再度入札回数は、原則1回とするが、入札執行者が認めた場合は、この限りではない。

オ 次に該当する場合は、入札を無効とする。

(ア) 規則第4条に規定する競争入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。

(イ) 入札条件に違反したとき。

(ウ) 入札者又はその代理人が2以上の入札をしたとき。

(エ) 入札者が、公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合して入札したことが明らかとなるとき。

(オ) その他入札に際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為その他の不正の行為があったとき。

(カ) 契約締結後において、上記(ア)から(オ)により入札が無効になることが明らかになった場合は、町の指示に従わなければならない。

## 5 落札者の決定

落札決定基準5に示すとおりとする。

## 6 入札担当課

〒986-2265 宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1

女川町建設課（女川町役場内）

電話：0225-54-3131（内線272・273）

電子メール：kensetsu4@town.onagawa.lg.jp

## 7 その他

- （1） 特別簡易型総合評価落札方式に関する本工事の評価項目、評価基準及び落札者の決定方法については、女川町公式ウェブサイトに掲載する女川町特別簡易型総合評価落札方式落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）に示すとおりとする。

URL：[https://www.town.onagawa.miyagi.jp/04\\_06nyusatu/00\\_index.html](https://www.town.onagawa.miyagi.jp/04_06nyusatu/00_index.html)

- （2） 入札参加者は、規則及び女川町建設工事競争入札参加心得（平成15年女川町訓令甲第28号。以下「競争入札参加心得」という。）を遵守しなければならない。
- （3） 規則及び競争入札参加心得については、女川町公式ウェブサイトにおいて閲覧できる。
- （4） この工事のうち設計図書等において指定した部分を他の者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- （5） 契約保証金は、契約金額の10分の1以上の金額とする。